

令和6年度 第1回札幌市医療体制審議会

日時 令和6年10月9日（水）18時30分

会場 ORE札幌ビル8階 会議室5

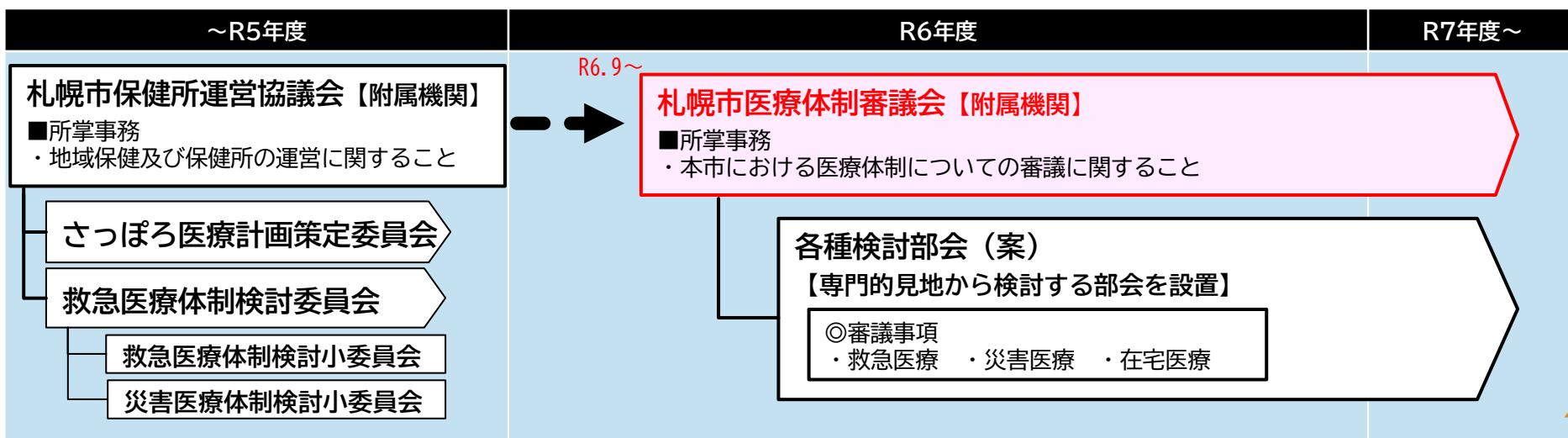
本日の議事

- ▶会長及び副会長の選任について
- ▶札幌市医療体制審議会について
- ▶今後の議事について
- ▶専門部会の設置について

札幌市医療体制審議会 について

審議会の設置経緯

- ▶ R5年度までは、保健所運営協議会（附属機関）において、医療政策のほか、地域保健や保健所運営に関することを幅広く審議。
- ▶ 札幌市の機構改革に伴い、少子高齢化・人口減少等による医療需要の多様化・高度化を見据えた医療体制について、より集中的に審議するため、新たな附属機関として**札幌市医療体制審議会**を設置。
(R6年9月～)



附属機関とは

- ▶ 以下の要件を全て満たし、地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定により、法律又は条例に基づいて設置される機関
 - ①学識経験者などの有識者、関係団体の代表者、市民等の意見を行政運営に反映させることを目的とすること。
 - ②調停、審査、審議又は調査等を行うこと。
 - ③合議体として答申等の一定の結論を導き出すこと。
 - ④市職員以外の者が委員として参加していること。
- ▶ 札幌市医療体制審議会は、札幌市附属機関設置条例に基づき設置。

札幌市医療体制審議会の概要

- ▶ **委員数**
13名（定数15名以内）
- ▶ **任期**
2年（令和6年9月1日から令和8年8月31日）
- ▶ **所掌事務**
本市における医療体制についての審議
- ▶ **関係法令等**
 - ・札幌市附属機関設置条例
 - ・札幌市情報公開条例
 - ・札幌市医療体制審議会規則
 - ・札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

審議会委員

委員名	所属・役職			(敬称略)
今 真人	一般社団法人	札幌市医師会	会長	
野中 雅	一般社団法人	札幌市医師会	副会長	
田畠 隆政	一般社団法人	札幌薬剤師会	会長	
山田 尚	一般社団法人	札幌歯科医師会	会長	
高橋 久美子	公益社団法人	北海道看護協会	会長	
中村 博彦	特定非営利活動法人	北海道病院協会	理事長	
齊藤 晋	公益社団法人	全日本病院協会	北海道支部 支部長	
成田 吉明	一般社団法人	日本病院会	北海道ブロック支部 支部長	
西澤 寛俊	一般社団法人	日本社会医療法人協議会	北海道支部 支部長	
上村 修二	札幌医科大学	救急医学講座	准教授	
平本 健太	北海道大学大学院経済学研究院	教授		
出田 かずえ	市民公募			
田作 淳	市民公募			

審議会に係る諸規定①

▶ 会長及び副会長

会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 会長は、審議会の議長となる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

▶ 定足数

委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

▶ 議事の決定

議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

審議会に係る諸規定②

▶ 専門部会

特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

▶ 臨時委員

特別の事項を調査し、または審議させるために必要があると認めるときは、臨時の委員等を置くことができる。

▶ 会議の公開

会議は、これを公開するものとする。

ただし、その会議における審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

今後の議事について

今後の議事（案）

【報告事項等】

- ① さっぽろ医療計画の進捗管理等

【審議事項】

- ① 札幌市夜間急病センターの運営見直し
- ② 専門部会における協議結果に関する審議

今後の議事（案）

① さっぽろ医療計画の進捗管理等 【報告事項等】

- 「さっぽろ医療計画2024」の推進に向け、各指標の達成状況等について、定期的（年1回程度）に進捗報告。
- 中間年度（R8年度）に、中間評価及び中間見直しに向けた審議
- 最終年度（R11年度）に、最終評価及び次期計画策定に向けた審議。



① さっぽろ医療計画の進捗管理等

▶ さっぽろ医療計画2024とは？

- 人口減少や少子高齢化等社会構造の変化に伴う市民の医療ニーズや疾病状況等の急速な変化、札幌市の医療の現状や特性等を踏まえ、札幌市の目指すべき医療提供体制とその実現に向けた施策を体系化した計画。
- 法的義務付けのない独自計画だが、医療法に基づき北海道が策定する「北海道医療計画」の基本的な方向性に沿ったものとして策定。
- 「さっぽろ医療計画（2012～2017年度）」、「さっぽろ医療計画2018（2018～2023年度）」に続く第3次計画として、2024年3月に策定。
（計画期間：2024年度～2029年度）



① さっぽろ医療計画の進捗管理等

▶ さっぽろ医療計画2024の構成

第1章 計画の策定にあたって

- 1－1 計画策定の趣旨と位置づけ
- 1－2 計画の期間

第2章 札幌市の医療の現状等と課題

- 2－1 札幌市の医療の現状等と課題
- 2－2 これまでの取組と課題
- 2－3 課題の整理

第3章 基本理念と基本目標

- 3－1 基本理念（長期的目標）
- 3－2 基本目標

第4章 主要な疾病ごとの医療連携体制の構築

- 4－1 5疾病に関する現状
 - (1) がん
 - (2) 脳卒中
 - (3) 心筋梗塞等の心血管疾患
 - (4) 糖尿病
 - (5) 精神疾患（認知症を含む）
- 4－2 5疾病に関する課題・施策の方向性
- 4－3 5疾病に関する主な取組例

第5章 主要な事業ごとの医療連携体制の構築

- 5－1 救急医療
- 5－2 災害医療
- 5－3 新興感染症発生・まん延時における医療
- 5－4 周産期医療
- 5－5 小児医療
- 5－6 在宅医療

第6章 医療従事者の確保と勤務環境の改善

- 6－1 医療従事者の確保

第7章 医療安全確保と医療に関する相互理解の促進

- 7－1 医療安全対策の推進
- 7－2 医薬品等の安全対策
- 7－3 医療機能に関する情報提供と相互理解の促進

第8章 保健医療施策の推進

- 8－1 感染症対策
 - (1) 感染症対策
 - (2) エイズ・性感染症対策
 - (3) ウイルス性肝炎
 - (4) 結核
- 8－2 難病対策
- 8－3 献血・臓器移植等の普及啓発
- 8－4 薬物乱用防止対策
- 8－5 歯科保健医療対策

第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧

第10章 計画の推進体制と進行管理

- 10－1 計画の推進体制
- 10－2 計画の進行管理（ロジックモデル・指標）

① さっぽろ医療計画の進捗管理等

▶ さっぽろ医療計画2024の指標（一部抜粋）

区分	指標	初期値	目標値 (令和11年度)
救急医療	救急搬送困難事案数	8,791件 (令和4年)	6,500件
救急医療	後方支援病院への転院搬送件数	-	3,000件
災害医療	災害時医療体制を理解している 在宅酸素患者・透析患者対応医 療機関	-	100%
在宅医療	訪問診療を受けた患者数 (人口10万人あたり)	1,421人／月 (令和2年10月)	1,500人／月
在宅医療	在宅医療を受けている市民のう ち満足している人の割合	-	80.0%

① さっぽろ医療計画の進捗管理等

▶ 今後のスケジュール（案）

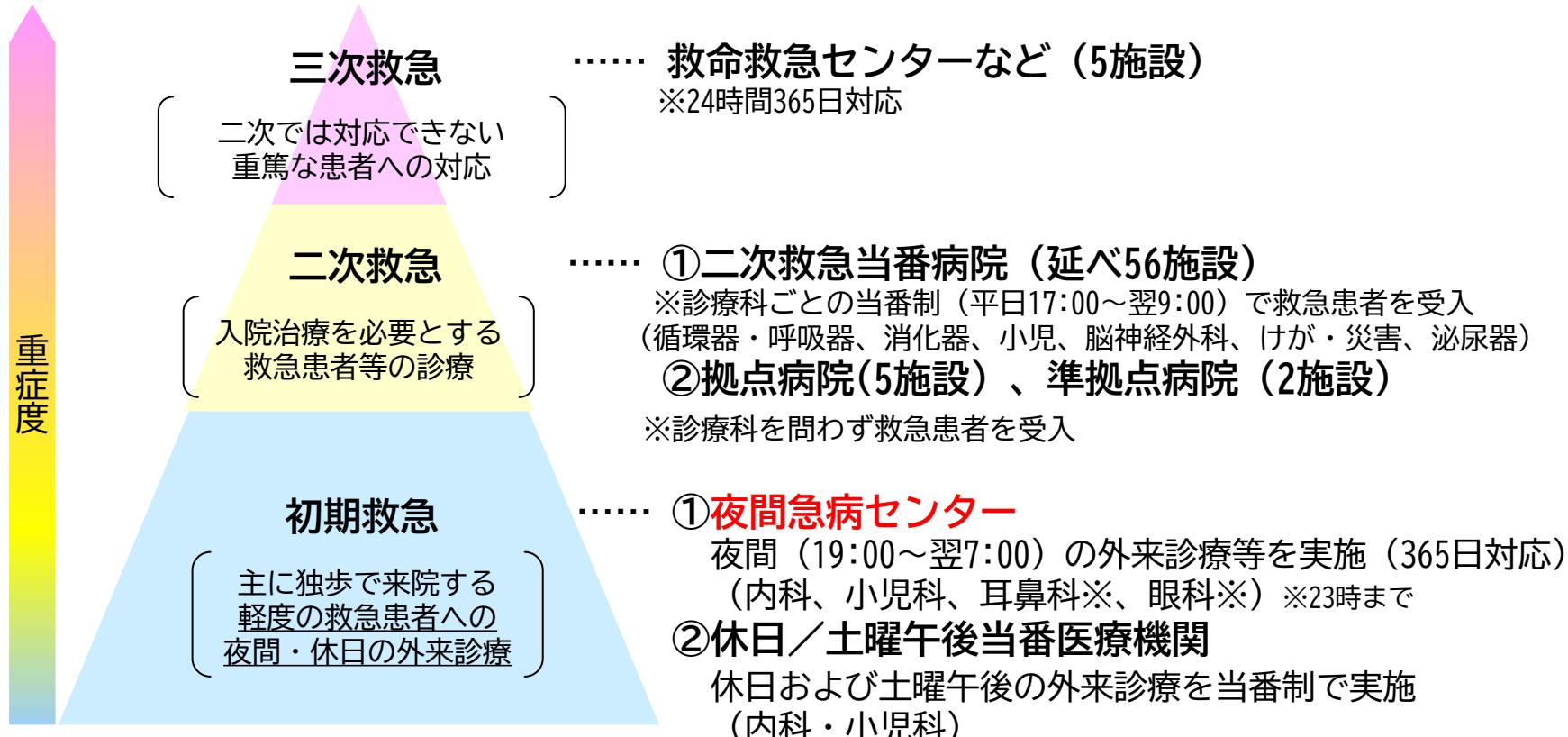
今後の議事（案）

② 札幌市夜間急病センターの運営見直し **【審議事項】**

- 札幌市では、R4年6月より「救急医療体制検討委員会」等を設置し、救急医療体制の在り方について、札幌市医師会や関係医療機関等の関係者と協議を実施。
(R5年度は二次救急医療体制の見直しを実施)
- R6年度以降、初期救急医療体制における課題解決に向け検討。
- まずは、夜間の初期救急医療体制において中心的役割を担う夜間急病センターの運営見直しについて**本審議会で審議**。

②札幌市夜間急病センターの運営見直し

▶ 札幌市の救急医療体制



②札幌市夜間急病センターの運営見直し

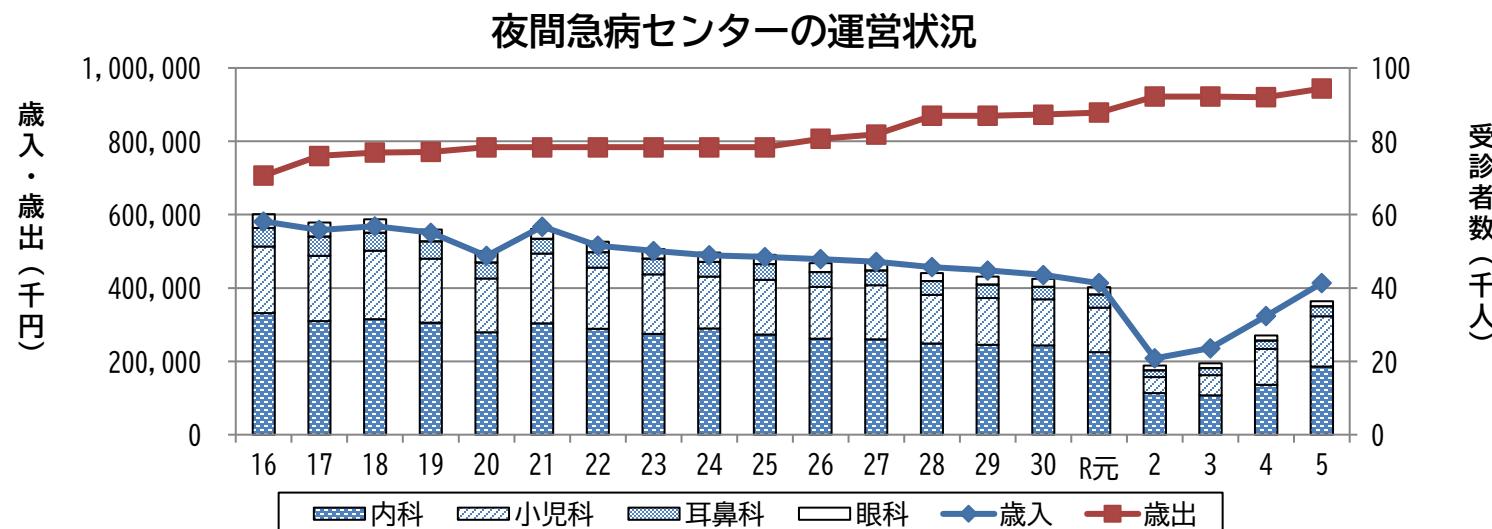
▶ 札幌市夜間急病センターの概要

設置目的	夜間における <u>初期救急医療</u> （比較的軽症患者の外来診療（ウォークイン）及び救急搬送対応）を担う医療機関
開設者	札幌市
運営形態	指定管理
指定管理者	札幌市医師会（H16.4～）
所在地	札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 1階
診療科及び 診療時間	内科・小児科 （19:00～翌7:00） 耳鼻咽喉科・眼科（19:00～23:00）

②札幌市夜間急病センターの運営見直し

▶ 夜間急病センター受診者数の減少

- H16以降、受診者数は年々、漸減傾向。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、R2からR4にかけて大幅に減少。
- 人件費の高騰等で指定管理費は増加傾向。歳出と歳入の乖離大。



②札幌市夜間急病センターの運営見直し

▶ 医師確保の困難

- 令和6年4月から施行の「医師の働き方改革」により、医師の時間外勤務等の取扱いが厳格化。
- 夜間急病センターでは、従前、開業医のほか、大学病院等から派遣された医師により診療体制を維持してきたが、今後は医師の確保が困難となる可能性がある

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）

法改正で対応

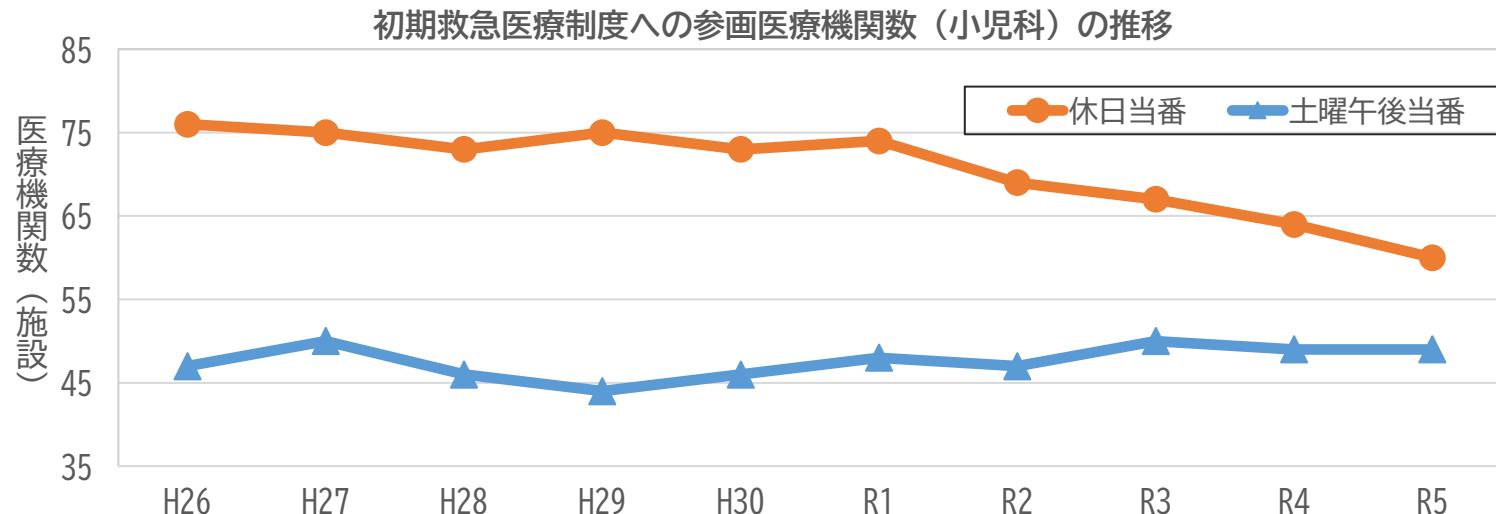
医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A（一般労働者と同程度）	960時間		努力義務
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目指す	義務	義務
B（救急医療等）			
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間		
C-2（高度技能の修得研修）			

- ✓ 従来、病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が1,860時間超の時間外勤務
- ✓ 5年間の経過措置期間を経て、令和6年4月より施行

②札幌市夜間急病センターの運営見直し

▶ 小児科の休日当番医療機関の混雑

- 日曜・祝日等の小児科の休日当番医療機関の混雑が深刻化。
- 小児科の休日当番医療機関数が減少し、持続的な体制維持が困難。
- これらの課題を受け、夜間急病センターを小児科休日当番の診療拠点として日中活用することについて提案あり。



②札幌市夜間急病センターの運営見直し

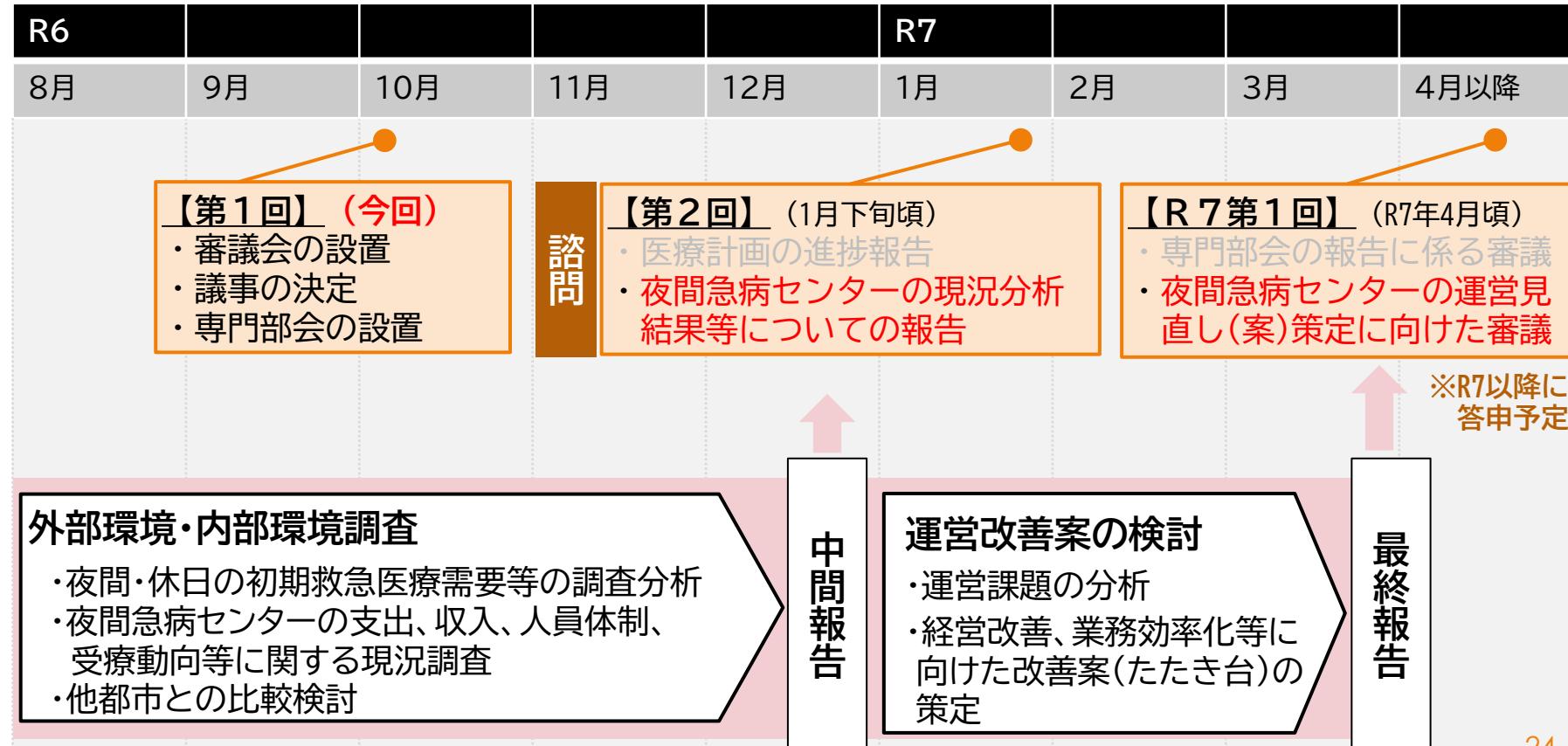
▶ 運営見直しに向けた基礎調査

- 札幌市夜間初期救急医療体制調査分析業務※として、札幌圏における初期救急医療の需要の分析や夜間休日における医療提供体制の分析、夜間急病センターの運営体制等にかかる他都市と比較・分析、運営改善案（素案）の策定等を業務委託により実施中。
- 調査分析業務の中間報告（12月）、最終報告（3月）について、審議会で報告した上、審議会において具体的な見直し内容を審議。

※札幌市内の初期救急医療機関や夜間急病センター職員の協力を得てヒアリング等を実施

②札幌市夜間急病センターの運営見直し

今後のスケジュール（案）



今後の議事（案）

③ 専門部会における協議結果に関する審議 【審議事項】

- 救急医療、災害医療、在宅医療など専門的分野の課題について、別途、専門部会を設置して協議。
※ 設置する専門部会や議事等について、本日の審議会で審議
 - 専門的分野の協議は、審議会から専門部会に付託。
 - 専門部会における協議結果について、審議会において決議。



専門部会の設置について

専門部会の設置について

審議事項

(事務局提案)

今後の医療提供体制を検討する上で重要な分野である以下の項目について、より専門的見地から審議を行うため、専門部会を設置することとしてはどうか。

- ▶ 救急医療体制検討部会
- ▶ 災害医療体制検討部会
- ▶ 在宅医療体制検討部会

専門部会の委員について

審議事項

▶ 基本的な考え方

- 専門部会の委員は、各医療分野に関して専門的な知見を有する医療関係団体、医療機関及び学識経験者を中心に構成する。
- 医療体制審議会の委員に加え、専門分野の医師等を臨時委員に別途、委嘱して構成する。

▶ 専門部会委員の選定方法について

- 審議会の委員（会長及び副会長を除く）はいずれかの専門部会に所属させることとし、所属する委員は本日の審議会で決定する。
- 臨時委員については、推薦を依頼する医療関係団体、医療機関及び学識経験者を本日の審議会で決定した上で、各団体等から推薦等のあった者を臨時委員とする。
- 臨時委員の選定結果は、後日、会長及び各委員に報告する。

救急医療体制検討部会

審議事項

▶ 設置目的

札幌市における救急医療提供体制に関する審議

▶ 主な審議事項（案）

○ 救急医療提供体制の検討

- ・ 外科系及び小児科の初期救急医療体制

○ 救急医療に係るシステムの検証

- ・ 救急医療『見える化』システム
- ・ 転院調整支援システム

救急医療体制検討部会

審議事項

▶ 委員構成（案）

区分	委員候補者（推薦依頼団体）			
審議会委員		<ul style="list-style-type: none">・野中 雅 委員（札幌市医師会）・中村 博彦 委員（北海道病院協会）・上村 修二 委員（札幌医科大学）・成田 吉明 委員（日本病院会）		
医療関係団体		<ul style="list-style-type: none">・札幌市医師会3名（担当部長／協議会）・札幌市小児科医会 ※小児科救急に係る議事のみ		
臨時委員	三次救急医療機関	・市立札幌病院 ・北海道大学病院 ・手稲済仁会病院	・札幌医科大学附属病院 ・北海道医療センター	
	二次救急医療機関 (拠点病院)	・勤医協中央病院 ・札幌徳洲会病院	・札幌東徳洲会病院	
	有識者	・北海道大学 南須原 康行 教授		

※上記他、審議事項に応じて、都度、関係団体の代表者を臨時委員として委嘱する。

災害医療体制検討部会

審議事項

▶ 設置目的

札幌市における災害医療提供体制に関する審議

▶ 主な審議事項（案）

- 災害時における在宅酸素療法患者及び透析患者への医療体制（R7.4より運用開始予定）の整備について
- 災害時における医療機関の体制について（基幹病院及びその他医療機関の役割分担等）
- 災害医療救護活動について

災害医療体制検討部会

審議事項

▶ 委員構成（案）

区分		委員候補者（推薦依頼団体）
審議会委員		<ul style="list-style-type: none">齊藤 晋 委員（全日本病院協会）上村 修二 委員（札幌医科大学）
医療関係団体		<ul style="list-style-type: none">札幌市医師会4名 (担当副会長／担当部長／協議会)札幌市透析医会 ※透析患者に関する議事のみ
臨時委員	災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none">市立札幌病院北海道大学病院手稲済仁会病院
	北海道DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none">札幌東徳洲会病院
	有識者	<ul style="list-style-type: none">札幌医科大学 小山 雅之 講師 ※在宅酸素患者に関する議事のみ

※上記他、審議事項に応じて、都度、関係団体の代表者を臨時委員として委嘱する。

在宅医療体制検討部会

審議事項

▶ 設置目的

札幌市における在宅医療提供体制に関する審議

▶ 主な審議事項（案）

- 在宅医療の実態調査を踏まえた、グループ診療体制※の見直し等について

※主治医・副主治医システムの運用や在宅緊急時後方支援病院制度などの体制整備により、在宅医療を行う医療機関を支援する仕組み

○主治医・副主治医制システム

主治医が学会等で不在の際に、副主治医に依頼し、患者の急変時や看取りが必要となった場合の代診を依頼できるシステム

○在宅緊急時後方支援病院制度

日曜・祝日に患者が急変した場合の備え、急性期医療機関で当番体制を組み、患者の受入体制を整備

在宅医療体制検討部会

審議事項

▶ 委員構成（案）

区分	委員候補者（推薦依頼団体）
審議会委員	<ul style="list-style-type: none">・田畠 隆政 委員 (札幌薬剤師会)・山田 尚 委員 (札幌歯科医師会)・高橋 久美子 委員 (北海道看護協会)・西澤 寛俊 委員 (日本社会医療法人協議会)・上村 修二 委員 (札幌医科大学)・出田 かずえ 委員 (市民公募)・田作 淳 委員 (市民公募)
臨時委員 医療関係団体	<ul style="list-style-type: none">・札幌市医師会 3名 (担当副会長/担当部長/協議会)・札幌訪問看護ステーション協議会・札幌市介護支援専門員連絡協議会・北海道医療ソーシャルワーカー協会

※上記他、審議事項に応じて、都度、関係団体の代表者を臨時委員として委嘱する。

専門部会のスケジュール

	令和6年				令和7年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降（次年度）
審議会 (親会)			●			●		●
	【第1回】 (今回) ・審議会の設置 ・議事の決定 ・専門部会の設置		【第2回】 (1月下旬頃) ・医療計画の進捗報告 ・夜間急病センターの現況分析 結果等についての報告			【R7第1回】 (R7年4月頃) ・専門部会の報告に係る審議 ・夜間急病センターの運営見直し(案)策定に向けた審議		
救急医療 検討部会			●			●		
	【第1回】		【第2回】					
災害医療 検討部会			●		●			
	【第1回】		【第2回】					
在宅医療 検討部会					●			
	【第1回】							